

# 新中期行財政経営プラン

**【素案】**

令和4年 月

和歌山県

## 1. 策定趣旨 . . . . . 1

## 2. 基本的な方針 . . . . . 2

- 1 「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」のための  
取組方針 … 3
  - (1) 人員体制 …………… 3
  - (2) 財産管理 …………… 3
  - (3) 財政運営 …………… 5
  
- 2 「長期総合計画の実現」に向けた行財政運営の取組方針 … 8
  - (1) 変化に対する県庁組織の対応力・柔軟性の向上 …… 9
    - ① 施策の重点化とスクラップ&ビルドの徹底 ……10
    - ② 組織的・継続的な事務の見直し ……11
  - (2) 県庁以外の多様な主体との連携・協働の一層の推進 …11
  - (3) 多様性を包摂した働き方の実現と職員の育成 ……12

## 3. おわりに . . . . . 14

- 【資料1】一般会計に属する基金の状況 ……………15
- 【資料2】特別会計・外郭団体等の現状と対策等 …………… 18
- (参考) 収支見通し(令和4年度～令和8年度)の試算の前提条件等… 31

## 1. 策定趣旨

和歌山県では、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）の10年間を計画期間とする長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）を平成29年3月に策定し、本県がめざす将来像「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山 ～ 県民みんなが楽しく暮らすために ～」を県民と共有した上で、重点施策を積極的に推進するなど、県庁の総力を挙げてその実現に取り組んできました。

また、本県ではこれまで、数次の行財政プランに基づき、行財政改革に継続して取り組んだ結果、簡素で効率的な体制の構築や、財政状況の改善に着実な成果を上げるとともに、平成29年に策定した前プランにおいては、行財政経営プランへと位置付けを改め、組織力の向上に取り組んできたところです。

今後とも、中長期的な課題や状況変化<sup>1</sup>に迅速に対応し、かつ、県民から必要とされる行政サービスを展開できるようにするためには、県庁組織がそれらに柔軟に適応できるようにするとともに、県庁だけでなく市町村や企業等の多様な主体との協働が不可欠です。

このため、この新中期行財政経営プラン（以下「本プラン」という。）においては、「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」と「長期総合計画の実現」の両立を図ることを目的として、前プランの骨格を引き継ぎつつ、経済社会情勢の変化等に的確に対応することを旨として今後5年間（令和4年度～令和8年度）の行財政運営の方向性を定めるものです。

---

<sup>1</sup> 例えば、社会保障関係経費の増加、公共施設等の老朽化、公債費の高水準での推移、国の財政健全化に向けた動向による地方財政への影響などの状況変化が想定されます。

## 2. 基本的な方針

本プランは、以下の取組方針を定めています。

第1に、本県における今後の行財政運営の指針として、「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」のための取組方針を定めます。

第2に、県庁組織の経営に関する指針として、「長期総合計画の実現」に向けた行財政運営の取組方針を定めます。長期総合計画を実現するためには、県庁以外の多様な主体との協働を図ることが不可欠であるとともに、変化に対する県庁組織の対応力や柔軟性を高め、職員の多様性を包摂した働き方の実現と人材育成に取り組む必要があります。

本プランを県庁職員全体で共有し、引き続き「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」及び「長期総合計画の実現」の両立を進めていきます。

## 1 「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」のための取組方針

前プランに引き続き、行財政運営の基盤となる人員体制・財産管理・財政運営について、今後の行政需要やリスクなど予見しうる限りの事情を考慮し、将来への道筋を立て、各年の行財政運営を計画的に実施していくため、各項目の今後5年間の取組について、次のとおり設定します。

### (1) 人員体制

一般行政及び公営企業部門では、現行の職員数を基本とした上で、定年引上げの影響並びに今後想定される人口減少、社会情勢の変化等に伴う行政需要の変化に適切に対応しつつ、業務効率化によって更なる効率的な体制づくりを推進し、適正な定員管理を行います。

なお、特別行政部門（教育・警察）は、法令等に定められている基準に基づき定員管理を行います。

（参考 R3.4.1 職員数） 一般行政・公営企業部門 3,747 人  
特別行政部門（教育・警察） 11,194 人

### (2) 財産管理

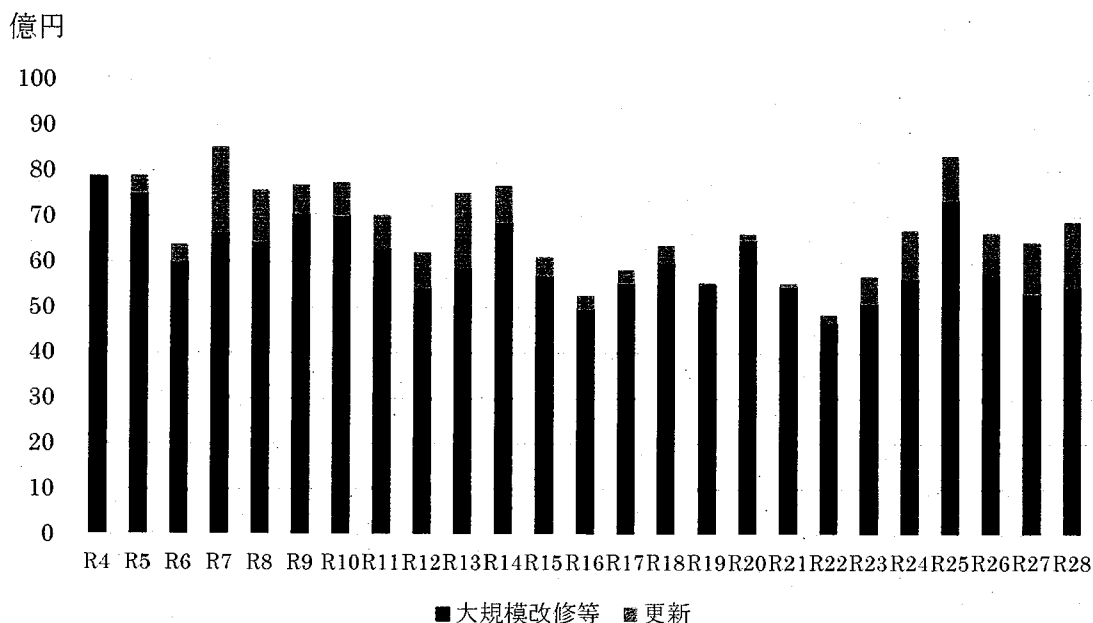
高度経済成長期に整備された公共建築物や道路・橋梁などのインフラ施設について、これまで長寿命化対策を推進してきたところですが、近い将来、大規模修繕や更新のために多額の財政需要が発生することが見込まれます。

これらについて、人口減少社会にふさわしい適正な規模を見通し、財政負担の軽減・平準化を図りながら、県民が必要とする行政サービスを確保する目的で、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を、また、令和3年3月までに各施設における個別施設計画を策定しました。

これらの計画に基づき、引き続き計画的な維持管理、大規模改修、更新等を推進していきます。

特に、公共建築物については、社会情勢の変化等を踏まえた施設の在り方について検討を行い、安全性を確保しつつ、大規模改修等・更新に係る経費について、単年度100億円を超えないよう財政負担を抑制していきます。

【公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み】



【大規模改修等・更新費用の試算方法】

- (1)対象施設：延床面積 200 ㎡以上の県有建築物及び延床面積 200 ㎡未満かつ人的利用頻度が高い県有建築物（行政財産のみ）
- (2)部位更新：耐用年数経過時点で実施
- (3)修繕：日常修繕として実施
- (4)大規模改修：建築後、40 年経過時点（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は 30 年及び 60 年の 2 回）で実施
- (5)更新：建築後、75 年経過時点（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は 90 年）で実施
- (6)更新等費用：建築物のライフサイクルコスト(国土交通省監修)や施設種別毎に総務省調査による実績㎡単価を設定

| 公共施設の種別               | 更新時単価   |
|-----------------------|---------|
| 行政、文化、社会教育系施設         | 40 万円/㎡ |
| スポーツ・レクリエーション、保健福祉系施設 | 36 万円/㎡ |
| 学校教育系施設               | 33 万円/㎡ |
| 公営住宅                  | 28 万円/㎡ |

※大規模改修の単価は、上記更新時単価の 6 割で想定

### (3) 財政運営

現下の新型コロナウイルス感染症対策など緊急性の高い事業には今後とも優先的に取り組んでいきます。併せて、社会保障関係経費が引き続き増加すると見込まれるなか、持続可能な財政運営を確保することも求められます。このため、事業の見直しや特定目的基金の有効活用による財源確保に全庁を挙げて取り組むことで、自然災害等不測の事態への備えとして、財政調整基金・県債管理基金（以下「財調・県債基金」という。）の残高（合計）を150億円程度維持するよう努めます。

なお、特定目的基金については、その設置目的を踏まえ、残高が活用見込みに対して多額すぎないか、検証を行っています。

（資料1 「一般会計に属する基金の状況」）

#### ■和歌山県 一般会計の収支見通し

| (単位:億円)                           |                |                |              |              |              |              |
|-----------------------------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                   | 令和3年度<br>当初予算額 | 令和4年度<br>当初予算額 | 令和5年度<br>見込額 | 令和6年度<br>見込額 | 令和7年度<br>見込額 | 令和8年度<br>見込額 |
| 歳出 (A)                            | 6,120          | 6,044          | 5,945        | 6,207        | 5,908        | 5,737        |
| 人件費                               | 1,363          | 1,356          | 1,294        | 1,336        | 1,293        | 1,337        |
| 経常人件費                             | 1,191          | 1,177          | 1,181        | 1,181        | 1,187        | 1,194        |
| 退職手当                              | 111            | 120            | 56           | 97           | 48           | 85           |
| 公債費                               | 720            | 678            | 709          | 758          | 803          | 829          |
| 投資的経費                             | 1,065          | 1,030          | 1,323        | 1,288        | 1,239        | 1,004        |
| その他支出                             | 2,972          | 2,980          | 2,618        | 2,826        | 2,574        | 2,566        |
| 社会保障関係経費                          | 758            | 760            | 773          | 786          | 799          | 813          |
| 歳入 (B)                            | 6,040          | 6,012          | 5,911        | 6,130        | 5,846        | 5,655        |
| 県税                                | 902            | 958            | 974          | 995          | 1,014        | 1,027        |
| 地方交付税・臨時財政対策債                     | 1,971          | 1,879          | 1,856        | 1,872        | 1,863        | 1,916        |
| 国庫支出金                             | 925            | 1,055          | 864          | 852          | 853          | 730          |
| 県債<br>(臨時財政対策債・行政改革推進債を除く)        | 497            | 521            | 659          | 644          | 601          | 485          |
| その他収入                             | 1,746          | 1,599          | 1,558        | 1,767        | 1,515        | 1,497        |
| 行政改革推進債 発行前の<br>収支不足額 (B)-(A) 【1】 | ▲ 80           | ▲ 32           | ▲ 34         | ▲ 77         | ▲ 62         | ▲ 82         |
| 行政改革推進債 発行予定額 【2】                 | 55             | 32             | 34           | 53           | 47           | 50           |
| 最終収支不足額 【1】+【2】                   | ▲ 25           | -              | -            | ▲ 24         | ▲ 15         | ▲ 32         |
| (単位:億円)                           |                |                |              |              |              |              |
|                                   | 令和3年度          | 令和4年度          | 令和5年度        | 令和6年度        | 令和7年度        | 令和8年度        |
| 財調・県債基金 年度末残高(見込み)                | 209            | 209            | 209          | 185          | 171          | 139          |

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しない場合がある。

上記の収支見通しに基づき地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)における指標(財政健全化判断比率)を推計すると、令和8年度までの間、早期健全化基準を超えない見込みとなります。ただし、実質公債費比率及び将来負担比率の上昇が見込まれることに留意して、より一層計画的な財政運営を行う必要があります。

#### ■財政健全化判断4指標の推計

|          | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実質赤字比率   | -      | -      | -      | -      | -      | -      |
| 連結実質赤字比率 | -      | -      | -      | -      | -      | -      |
| 実質公債費比率  | 7.7%   | 7.7%   | 8.4%   | 9.9%   | 12.2%  | 13.9%  |
| 将来負担比率   | 201.6% | 225.4% | 233.7% | 236.6% | 239.8% | 234.9% |

(注) 実質赤字比率 早期健全化基準 : 3.75% 財政再生基準 : 5%  
 連結実質赤字比率 早期健全化基準 : 8.75% 財政再生基準 : 15%  
 実質公債費比率 早期健全化基準 : 25% 財政再生基準 : 35%  
 将来負担比率 早期健全化基準 : 400% 財政再生基準 : なし

また、臨時財政対策債を除く県債残高は令和8年度末で、8,069億円となり、令和3年度末と比べ945億円増加する見込みとなります。

#### ■県債年度末残高の見込み

(単位:億円)

|              | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県債 年度末残高見込み  | 10,756 | 10,980 | 11,225 | 11,422 | 11,488 | 11,420 |
| うち 臨時財政対策債除き | 7,124  | 7,398  | 7,699  | 7,955  | 8,081  | 8,069  |

以上のとおり、県の一般会計の健全性について検証したところですが、他にも、県が設置する特別会計の収支及び県の外郭団体等の運営が悪化すれば、一般会計の健全性に影響を与えないとも限りません。

このため、全ての特別会計・外郭団体等について、現状を検証し、対策をまとめました。

(資料2「特別会計・外郭団体等の現状と対策等」)

なお、県土地開発公社については、本プランの取組期間中に、コスモパーク加太の公社保有地の一部に対する賃借契約が終了します。法人の運営状況が悪化した場合の対応を含め、財政上の措置を必要に応じて講じることができるよう対応を進めます。



また、この取組を含め、対策に位置付けた取組を着実に推進することで、今後5年間に一般会計の健全性に大きな影響を与えることは想定されませんが、定期的なモニタリングや経営改善指導等を継続していきます。

## 2 「長期総合計画の実現」に向けた行財政運営の取組方針

1による「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」のための取組を前提とし、限られた行財政資源の中でも長期総合計画に掲げるめざす将来像は着実に実現していかなければなりません。

同時に、本県を取り巻く経済社会情勢の変化にも的確に対応する必要があり、中長期的な観点から、少子化・人口減少という構造的な変化や自然災害・感染症等による行政能力・機能の低下や停滞を防ぐことが求められます。さらに、社会全体のデジタル化が急速に進展しており、今後は、AIやIoT、ビッグデータなどを高度に融合させた複雑で変化の速いデジタル社会が到来することも視野に入れ、時代に即した行財政運営を進めることが求められます。

これらの変化やリスクに対応する観点から、本プランにおいては、前プランにおける取組も継承しながら、以下の取組方針を掲げ、必要な取組を進めます。

### (i) 変化に対する県庁組織の対応力・柔軟性の向上

人口減少・少子化や社会全体のデジタル化、新型コロナウイルス感染症を契機とする価値観の変化をはじめ、本県を取り巻く経済社会情勢は常に変化しています。外部環境の変化や技術の進歩の与える影響の変化に伴い求められる施策は大きく変化しうることから、業務の硬直化を排し、環境変化を柔軟に受け止め、課題を克服する最適な解決策を継続的かつ高頻度に見直す取組を進めます。

### (ii) 県庁以外の多様な主体との連携・協働の一層の推進

本県行政のあるべき姿を実現させるためには、県庁組織の限られた行財政資源にのみ目を向けるのではなく、より積極的に地域や組織の枠を超えて連携し、市町村や企業等の多様な主体と将来像を共有した上で協働を図ります。

このため、県庁組織に期待される広域性や専門性を発揮しながら、多様な主体の参画を促します。

### (iii) 多様性を包摂した働き方の実現と職員の育成

経済社会情勢の変化によってもたらされる中長期的な変化・リスクに本県行政が的確に対処し、適応するためには、行財政運営の基盤である県庁組織を、多様な職員にとってその能力が発揮しやすい場へと変革する必要があります。

ます。デジタル技術の活用を前提に、働き方を「場所にとらわれず」「チーム主体<sup>2</sup>」のものへと移行させ、(i)及び(ii)において求められる職員の資質を向上させるとともに、組織としての学習行動を促進し、めざす将来像の実現に向けた主体的な取組を生み出す環境を整えます。

なお、本プランの実施に当たっては、世界規模で加速するデジタル化を踏まえ、本県行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）<sup>3</sup>に積極的に取り組むこととし、行政の在り方をデジタルを前提としたものへと全面的に移行させる各種取組を進めることで、職員の負担を軽減してより簡素で効率的な行政体制の実現を図るとともに、職員による創意工夫を引き出し、(i)から(iii)までに掲げた方針をより実効性のあるものとすることをめざします。

また、(i)から(iii)までに掲げた方針に則った取組を通じて、今後、自然災害・感染症等のリスクが顕在化した場合においても行政能力・機能の低下や停滞に陥ることがないように、行政能力の持続可能性・復元力を高めます。

## (1) 変化に対する県庁組織の対応力・柔軟性の向上

県庁組織の変化に対する対応力・柔軟性を高め、引き出し、重点分野に投入するため、施策の企画・立案レベルの仕組みとして、施策の重点化とスクラップ&ビルドの徹底に努めます。(①)

また、施策の実施レベルの仕組みとして、重点的に行うこととした事務や既存の事務の実施体制や手法についての検討を組織的・継続的に取り組みます。

(②)

---

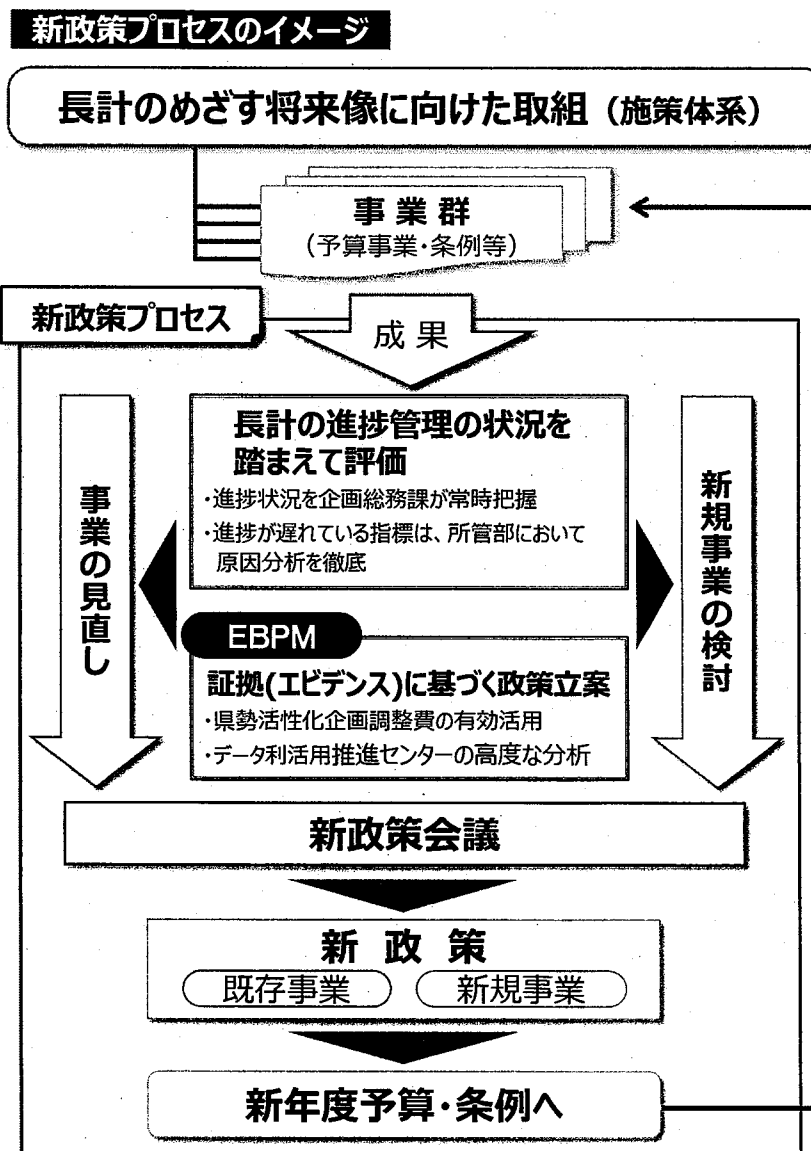
<sup>2</sup> ある業務について特定の職員しかできない状態を防ぎ、チーム内の職員であれば、誰でも行える状態にすることを指します。

<sup>3</sup> 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（経済産業省「DX推進指標」とそのガイダンス」より）

## ① 施策の重点化とスクラップ&ビルドの徹底

長期総合計画の実現に向けて、計画に掲げた目標の進捗状況を注視しながら、毎年度、知事をトップとする新政策会議において「新政策プロセス」により施策の創出を行います。

「新政策プロセス」において、目標の進捗状況を踏まえた評価、証拠（エビデンス）に基づく政策立案により、施策の見直し・重点化及びスクラップ&ビルド機能の強化に引き続き取り組んでいきます。



## ② 組織的・継続的な事務の見直し

効果的な施策により多くの行財政資源を投入するため、デジタル技術の活用も図りながら、既存の事務の見直しに取り組みます。

見直しの実効性を高めるため、業務フローの「見える化」・標準化を推進するとともに、内部統制やデータ利活用の観点も踏まえた見直しを実施します。定型的な事務作業については、AI・RPAなどのICTツールを活用し効率化を図り、職員は、職員でなければできない業務に注力できる体制の構築を進めます。

また、見直しの実施にあたっては、前プランと同様に、全体的・画一的な取組は行わず、的を絞り、具体的な成果を狙うことにより、「小さな成功」を積み重ね、その取組を拡大していくこととします。

本県行政のDXを推進する取組を契機として、これらの組織的・継続的な事務の見直しを職員一人ひとりが自ら問題意識を持って自発的に行う組織文化の醸成を進めます。

## (2) 県庁以外の多様な主体との連携・協働の一層の推進

長期総合計画に掲げる和歌山県がめざす将来像を実現するためには、地域住民、市町村、企業、大学、関係団体、NPO等の多様な主体との協働が不可欠です。多様な主体と将来像を共有し、目標実現に向けてそれぞれの役割を明確化し、主体的に参画できるよう促すことが必要です。

このため、県庁組織としての広域性や専門性といった強みを発揮しつつ、多様な主体との協働に一層の行財政資源を振り向けるなど、外部の様々な主体との協働に取り組んでいきます。

従来から取り組んできたファシリテーションに関する能力(主体的な参画を促す能力)の育成に加え、連携・協働を促進させるコミュニケーションやデータ利活用による課題解決のための能力等の育成にも更に取り組んでいきます。

また、具体的な事業の実施にあたっては、民間事業者の専門技術・ノウハウを活用する観点から、PFI、Park-PFIやソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)などの活用を検討します。

### (3) 多様性を包摂した働き方の実現と職員の育成

人口減少・少子化の影響や雇用慣行の変化を受け、県庁組織の職員構成は今後一層多様化することが見込まれます。子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方で職員が能力を十分に発揮できるよう、デジタル技術も活用しながら、働き方を「場所にとらわれず」「チーム主体」のものとなるよう取り組んでいきます。

組織のパフォーマンスは、職員一人ひとりのモチベーションに大きく左右されるため、各職場において仕事に取り組む公的、私的な動機（トータル・モチベーション）について、定期的に点検等を行います。

もとより和歌山県民は、長期総合計画でも示されているとおり、進取の気性を持ち、どんな人でも温かく受け入れる人間性を有しており、職員にもその気質が当然に内在します。職員がこのような「紀州人の心」を誇りに思い、何事にも主体的に取り組んでいく姿勢を組織文化として引き続き醸成していきます。

職員の育成にあたっては、「めざすべき職員像」を示し、職員の行動指針とするとともに、その実現に向けて、「企画立案」、「コミュニケーション」、「実行力」、「責任感」、「倫理観」の5つの資質と能力の向上に取り組めます。

併せて、組織内での共通理解を高めることで、効果的に人材育成を進めていきます。

#### 【めざすべき職員像】

- 県民の幸せのために、自ら考え、主体的に行動できる職員
- 高い倫理観をもち、着実に職務を遂行できる職員
- 時代の流れを的確に捉え、社会の変化に柔軟に対応し、挑戦し続ける職員

職員の能力の向上については、個々の職員の得意分野を伸ばす方向で取り組みます。本県行政のDXを実現するためには、行政分野にかかわらず、一定の知識経験を有する職員がデジタル技術を有効に活用して、データを生成・管理・活用することが欠かせないことから、その核となる人材を集中的・計画的に養成します。

併せて、職場において職員同士が業務上の懸念や疑問、アイデアを率直に話し合うことができる環境づくり（心理的安全性の構築）を組織のリーダーの責務と位置付け、各職員の能力向上のみならず、組織としての学習行動や成長を促します。

### 3. おわりに

長期総合計画に掲げる和歌山県がめざす将来像を実現するとともに、将来にわたる持続可能な行財政運営の確保を図るため、平成29年に策定した前プランに引き続き、令和4年度から令和8年度までの間に実施すべき行財政運営の方向性と取組方針を定めた本プランを策定しました。

本県を取り巻く経済社会情勢等は常に変化しており、本プランで想定していない状況や著しい変化が生じた場合には、更なる取組を検討するなど、臨機応変に本プランの行財政の運営方針を見直していくこととします。



## 【資料1】一般会計に属する基金の状況

### 〔ポイント〕

- ・各基金の残高が活用見込みに対して多額すぎないかについて検証
- ・「土地開発基金」については、県の保証債務を弁済する事態が生じた際の臨時特例的備え

各基金は年度を超えて特定の事業等に充てるために保有しているものです。

一般会計に属する基金については、「(1) 経常的に設置されている基金」と「(2) 臨時特例的に設置されている基金」に分類することができるため、以下、この分類に沿って記述しています。

### (1) 経常的に設置されている基金

一般会計に属する基金としては、次ページのとおり、25の基金が経常的に設置されています。各基金の令和2年度末における残高、基金造成の主たる原資及び基金の設置目的・用途を次表に示します。

経常的に設置されている基金（25基金）一覧

（単位：百万円）

| 名称              | 基金残高<br>(R2年度末) | 主たる原資              | 基金の設置目的・用途                               |
|-----------------|-----------------|--------------------|--|
| 福祉対策等基金         | 5,768           | 超過課税・<br>一般財源・寄附金  | 福祉施策等の充実を図るための医療費助成等の財源                  |
| 文化振興基金          | -               | 一般財源・寄附金           | 文化の振興を図るための財源                            |
| 地域振興基金          | 1,609           | 一般財源               | 地域の振興を図るために市町村と共同して行う施設整備等の財源            |
| 県庁舎及び議会棟等整備基金   | 1,612           | 一般財源               | 和歌山県庁舎及び議会棟等の整備の財源                       |
| 研究開発推進基金        | 345             | 一般財源               | 県試験研究機関及び県内中小企業等の研究活動の財源                 |
| 自然保護基金          | 173             | 一般財源               | 自然環境保護を図るために必要な土地の買取り等の財源                |
| こどもの交通安全基金      | 8               | 寄附金                | 児童の交通災害の防止のための設備整備等の財源                   |
| 災害救助基金          | 296             | 一般財源               | 災害救助法に基づく災害救助物資の備蓄                       |
| 愛の基金            | 96              | 寄附金                | 社会福祉のための財源                               |
| 介護保険財政安定化基金     | 1,481           | 国庫支出金・<br>一般財源・負担金 | 市町村介護保険財政の安定化を図るための資金の貸付等の原資             |
| 地域医療介護総合確保基金    | 4,285           | 国庫支出金・<br>一般財源     | 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための原資            |
| 後期高齢者医療財政安定化基金  | 2,351           | 国庫支出金・<br>一般財源・負担金 | 後期高齢者医療の保険財政の安定化を図るための資金の貸付等の原資          |
| 産業開発基金          | 5,796           | 一般財源               | 企業誘致を促進するための誘致企業に対する助成等の財源               |
| 企業立地促進資金貸付基金    | -               | 国庫支出金              | 発電用施設周辺における企業立地を図るための融資の原資               |
| 中核産業人材確保強化基金    | -               | 一般財源・寄附金           | 学生等の県内企業への就職を支援し、中核となる県内産業を担う人材の確保のための財源 |
| 中山間ふるさと・水と土保全基金 | 1,031           | 国庫支出金・<br>一般財源     | 中山間地域における農地・農業用施設の保全活動や地域住民活動等の推進のための財源  |
| 森林整備担い手基金       | 607             | 一般財源               | 森林整備の担い手対策を推進し、林業労働環境の充実を図るための財源         |
| 森林整備地域活動支援基金    | 221             | 国庫支出金              | 森林整備等を推進するための財源                          |
| 紀の国森づくり基金       | 336             | 超過課税               | 森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るための森林関係事業の財源     |
| 森林環境譲与税活用基金     | 12              | 地方譲与税              | 森林整備及びその促進に関する施策実施の財源                    |
| ふるさと和歌山応援基金     | 395             | 寄附金                | 元気なふるさと和歌山を創造するために実施する事業に要する経費の財源        |
| 青少年文庫基金         | 37              | 寄附金                | 青少年文庫を設けるための財源                           |
| 土地開発基金          | 17,850          | 一般財源               | 公共用地の先行取得の原資                             |
| 地域環境保全基金        | 1,211           | 国庫支出金・<br>寄附金      | 地域環境の保全や地球温暖化に関する普及啓発の財源                 |
| スポーツ振興基金        | -               | 寄附金                | 県民のスポーツ振興を図るための財源                        |

これら25の基金について、残高が活用見込みに対して多額すぎないか、それぞれの基金の設置目的や積立原資、予定される使途・事業から検証を行ったところ、「土地開発基金」を除く24の基金は、

- ① 法令等に基づき、一定の額を積み立てておく必要がある基金（例：災害救助基金）
- ② 国庫支出金等を原資として、得られた利子収入等を、設置目的に沿った事業に活用する基金（例：中山間ふるさと・水と土保全基金）
- ③ 法令等に基づいて得られた収入や寄附金等を積み立て、設置目的に沿った事業に活用する基金（例：紀の国森づくり基金）
- ④ 将来的な需要を見込んで任意の積立てを行い、設置目的に沿った事業に活用する基金（例：地域医療介護総合確保基金）
- ⑤ ①から④を複数組み合わせた基金（例：福祉対策等基金）

のいずれかであり、残高はそれぞれ適切な範囲にありました。

「土地開発基金」については基金残高が多額ですが、この基金は事業の円滑な執行に向けた土地の先行取得のために設置されたものであり、当面、設置目的のための使用が想定されないとしても、和歌山県土地開発公社の加太開発事業借入金に対する県の保証債務を弁済する事態が生じた場合における臨時特例の備えとする余地があることから、引き続き残しておくことが必要です。

## （２）臨時特例的に設置されている基金

国庫支出金を原資に設置された基金で令和４年度以降も事業の財源として活用される２基金（下表）について、令和２年度末における残高、基金造成の主たる原資、基金の設置目的・使途及び事業期限（予定）を次表に示しています。

臨時特例的に設置されている基金（２基金）一覧

（単位：百万円）

| 名 称           | 基金残高<br>(R2年度末) | 主たる原資 | 基金の設置目的・使途                               | 事業期限<br>(予定) |
|---------------|-----------------|-------|--|--------------|
| 子育て支援対策臨時特例基金 | 270             | 国庫支出金 | 子どもを安心して育てることができる体制の整備のための財源             | 令和６年度末       |
| 農業構造改革支援基金    | 393             | 国庫支出金 | 農用地の集団化、効率化及び高度化等を図るとともに農業構造の改革を進めるための財源 | 令和６年度末       |

これらの基金については、国の方針等を受け、定められた使途により事業を実施するためのものであることから、事業期限内に効果的に事業を行い有効に活用することとします。

## 【資料2】特別会計・外郭団体等の現状と対策等

特別会計及び外郭団体等については、これまでも、その健全性と一般会計に与える影響等について検証を行い、対策を検討してきました。

本プランを策定するにあたって、引き続き、取組期間中に悪影響を及ぼす要因等について総合的に検証し、対策等を盛り込んでいます。

### 1 特別会計について

〔ポイント〕一般会計からの繰入金割合が高いもの、県債残高が多額に上るものについて検討を行う。

対象となる特別会計は、次のとおり。

○公営企業会計

- ・ 県営港湾施設管理特別会計
- ・ 県立こころの医療センター事業会計
- ・ 土地造成事業会計
- ・ 流域下水道事業会計

○貸付事業会計

- ・ 中小企業振興資金特別会計
- ・ 母子父子寡婦福祉資金特別会計

○その他の会計

- ・ 用地取得事業特別会計
- ・ 公債管理特別会計

特別会計は、一般会計からの繰入金割合が高くないか、県債残高が多額に上っていないか、また社会情勢の変化により県財政に悪影響を与える可能性はないか、などを視点に、その健全性について検討を行いました。

県が設置している特別会計は、

- (1) 県が行う公営企業を経理する会計（以下「公営企業会計」という。）
- (2) 県が行う貸付事業を経理する会計（以下「貸付事業会計」という。）
- (3) その他の特定の収支を他と区分して経理する会計（以下「その他の会計」という。）

に分類することができるため、以下、この分類に沿って記述していきます。

## (1) 公営企業会計

公営企業会計に分類されるものは、5会計があり、各会計の名称と令和2年度決算における主要な財政指標は下表のとおりです。

なお、企業会計を導入していない会計（1会計）と導入している会計（4会計）では、用いるべき財政指標が異なることから、表を分けて示します。

公営企業会計については、当該企業の経費は原則として当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てるという独立採算の原則（地方財政法第6条）が定められています。

工業用水道事業会計については、県債残高もなく、事業にかかる総費用は総収入で賄われているため、特段の問題はありません。

一般会計からの繰入金の歳入（又は総収益）に占める割合が高い会計及び県債残高が多額に上っている会計（県営港湾施設管理特別会計・県立こころの医療センター事業会計・土地造成事業会計・流域下水道事業会計）については、次のとおり対処することとします。

【企業会計を導入していない公営企業会計の財政状況（令和2年度決算）】

（単位：百万円）

| 名 称          | 歳 入 | 歳 出 | 実質<br>収支 | 県債<br>残高 | 一般会計か<br>らの繰入金 | (参考) 一般会計からの繰入金<br>(令和3年度決算見込み) |
|--------------|-----|-----|----------|----------|----------------|---------------------------------|
| 県営港湾施設管理特別会計 | 977 | 916 | 61       | 664      | -              | -                               |

※「実質収支」とは、歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度への繰越事業に係る財源を差し引いた額であり当該年度の実質的な収支を表すものである。

【公営企業会計を導入している公営企業会計の財政状況（令和2年度決算）】

（単位：百万円）

| 名 称              | 総収益   | 総費用   | 不良<br>債務 | 県債<br>残高 | 一般会計か<br>らの繰入金 | (参考) 一般会計からの繰入金<br>(令和3年度決算見込み) |
|------------------|-------|-------|----------|----------|----------------|---------------------------------|
| 県立こころの医療センター事業会計 | 2,703 | 2,488 | -        | 3,525    | 1,073          | 1,077                           |
| 工業用水道事業会計        | 737   | 584   | -        | -        | -              | -                               |
| 土地造成事業会計         | 391   | 312   | -        | 3,706    | 157            | 157                             |
| 流域下水道事業会計        | 8,690 | 8,724 | 492      | 9,130    | 830            | 837                             |

※「不良債務」とは、一時借入金などの流動負債が現金などの流動資産を超えた場合のその超過額であり、その会計の資金繰りの状況を示すものである。

### ① 県営港湾施設管理特別会計

#### 【現状】

県営港湾施設管理特別会計は、海上輸送による流通の促進等を図るため、県債等によりふ頭用地、上屋等の港湾施設の整備を行い、港湾利用者からの港湾施設使用料をもって県債の償還を行うために設けられています。

令和元年度までは、港湾施設の利用の伸び悩みもあり、一般会計からの繰入金が生じていたところですが、収支の改善に伴い、令和2年度には一般会計からの

繰入れは解消されています。

また、県債の償還額は平成21年度を境に減少に転じているため、今後もさらに収支の改善が図られる見通しです。

### 【対策】

引き続き管理経費の節減に努めつつ、積極的なポートセールス活動を実施するなど魅力ある港湾運営を行い、安定した歳入確保と港湾の利用促進に努めていきます。

## ② 県立こころの医療センター事業会計

### 【現状】

県立こころの医療センター事業会計は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県に設置が義務付けられている精神科病院を運営する病院事業を経理するものです。

県立こころの医療センター事業会計においては、収入の3分の1程度を一般会計からの繰入金で賄っていますが、この繰入れは、救急医療の確保に要する経費や病院建設に伴い借り入れた県債の償還金等について、一般会計が負担すべきものとして一定の基準によって算定した金額の範囲内で行っています。

なお、患者の早期地域移行の観点からの入院患者の減少により医業収益が減少したことに伴い、令和2年度の一般会計からの繰入金は、平成27年度に比べ約3.9億円増加しています。

### 【対策】

患者の早期地域移行により今後も入院収益の減少が見込まれるなか、専門治療の充実などにより病院機能の強化による効率的な病院運営を図り、一般会計からの繰入金の縮減に努めます。

## ③ 土地造成事業会計

### 【現状】

土地造成事業会計は、工業用地等の造成を行うことにより企業を誘致し、地域の活性化を促進する土地造成事業を経理するものです。この事業による造成地には石油精製や木材関係の事業者などが進出しており、本県産業の発展に重要な役割を担ってきました。

用地の売却や定期借地権の活用により県債残高の縮減を図っており、令和2年度末の県債残高は約37億円と、平成27年度末残高より約28億円減少しました。

### 【対策】

今後とも企業誘致を積極的に推進し、用地の売却を進めるとともに、事業用定期借地制度を活用した賃貸収入により、県債残高の縮減を図っていきます。

なお、地価下落に伴う評価損が発生していることから、将来の資金不足の発生に備えて、令和10年度までの間、一般会計からの計画的な繰入れを行うことで、健全経営の実現に努めます。

## ④ 流域下水道事業会計

### 【現状】

流域下水道事業会計は、伊都地域と那賀地域において県が市町に代わり広域的に行う下水道事業を経理するものであり、施設整備に係る県の実負担額と施設の維持管理費は、汚水の量に応じて市町から徴収する負担金で回収することとしています。

現在、伊都地域は老朽化が進みつつある施設の更新等を計画的に行うためのストックマネジメント計画（平成29年12月）に基づく改築工事、那賀地域は流入水量の増加に伴う施設の増設を行っています。

市町が実施する管渠の整備に伴い下水道利用者が増加し、下水道事業が軌道に乗ってからは、市町から徴収する負担金で県債の償還を行うとともに、過去の一般会計からの繰入金を一般会計へ返還する計画となっています。

平成27年度に比べ、令和2年度の県債残高は約21.6億円減少しており、また、令和2年度の一般会計からの繰入金はほぼ横ばいとなっています。

### 【対策】

令和元年度に導入した公営企業会計及び令和2年度に策定した和歌山県流域下水道事業経営戦略を基に、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいます。

これにより、令和12年度には県債残高は約69.9億円まで、一般会計からの繰入金は約6.6億円まで、それぞれ減少する見込みです。

今後も、下水道事業に係る経費のより一層の節減を図るとともに、関係市町と連携して下水道への接続率を向上させることによって、県債の計画的償還に努めていきます。

## (2) 貸付事業会計

貸付事業会計に分類されるものは、5会計あり、各会計の名称と令和2年度決算における主要な財政指標は次表のとおりです。

【特別会計の財政状況（令和2年度決算）】

（単位：百万円）

| 名 称            | 歳 入   | 歳 出 | 実質<br>収支 | 県債<br>残高 | 一般会計か<br>らの繰入金 | 備 考      |
|----------------|-------|-----|----------|----------|----------------|----------|
| 農林水産振興資金特別会計   | 795   | 128 | 667      | 33       | -              |          |
| 中小企業振興資金特別会計   | 626   | 433 | 193      | 3,660    | -              | 未収金 67億円 |
| 母子父子寡婦福祉資金特別会計 | 194   | 139 | 55       | 563      | 18             |          |
| 修学奨励金特別会計      | 342   | 291 | 51       | -        | -              |          |
| 市町村振興資金特別会計    | 2,841 | 328 | 2,513    | -        | 11             |          |

5会計いずれも実質収支は黒字であり、現時点においてその点では特段の問題はありません。

このうち、県債残高が多額に上っている中小企業振興資金特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計については、次のとおり対処していきます。

### ① 中小企業振興資金特別会計

#### 【現状】

中小企業振興資金特別会計は、中小企業等に対する資金の貸付金の管理を行う会計であり、県債残高が多額となっておりますが、平成27年度決算より約22億円減少しています。この県債は中小企業等への貸付金の原資として独立行政法人中小企業基盤整備機構等（以下「中小機構」という。）から借り受けた債務であり、その償還には中小企業等からの返済金が充てられることから、原則として一般会計からの更なる支出を要するものではありません。

他方、同会計の未収金残高も約67億円と依然多額ではありますが、平成27年度末より約18億円減少しています。

#### 【対策】

未収金の債権管理については、中小機構が定めた都道府県の債権管理に関する対応指針（平成19年2月策定）に従い、延滞債権を貸付先の経営状況や見通しを踏まえ、「回収処理を進めていく先」と「事業再生を支援していく先」とに分類し、債権整理を進めています。

さらに、事業継続や再生の困難な組合については、組合資産の任意売却指導を行ったり、償還に誠意のない組合に対しては法的処分をするなど、今後も、適切



な債権管理に努め、県債残高及び未収金残高の縮減を図っていきます。

## ② 母子父子寡婦福祉資金特別会計

### 【現状】

母子父子寡婦福祉資金特別会計は、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童の経済的自立の助成等のための資金の貸付金の管理を行う会計であり、一般会計からの繰入金、国からの借入金、償還金等を貸付原資として繰り返し使用する仕組みとなっています。

近年、毎年、一般会計から繰入れをしていますが、未収金の額が大幅に伸びているわけではなく、適切に貸付金が償還されており、中長期的に見て県財政に悪影響を与えるものではありません。

また、県債残高が多額となっていますが、これは国からの借入金であり、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、国が所要額を確保し、県が貸付金の原資として借り受けているものです。剰余金の額が著しく多額になる場合及び本貸付制度を廃止する場合を除き、償還を求められるものではありません。

### 【対策】

今後とも、適切に制度を運用していくとともに、貸付金の償還がなされるよう、債権管理業務を行っていきます。

### (3) その他の会計

その他の会計に分類されるのは6会計あり、各会計の名称と令和2年度決算における主要な財政指標は次表のとおりです。

【特別会計の財政状況（令和2年度決算）】

(単位：百万円)

| 名 称        | 歳 入     | 歳 出     | 実質<br>収支 | 県債<br>残高 | 一般会計か<br>らの繰入金 | 備 考 |
|------------|---------|---------|----------|----------|----------------|-----|
| 職員住宅特別会計   | 203     | 177     | 26       | -        | -              |     |
| 自動車税証紙特別会計 | 742     | 742     | -        | -        | -              |     |
| 用地取得事業特別会計 | 3,670   | 3,670   | -        | 1,947    | 2              |     |
| 公債管理特別会計   | 116,941 | 116,941 | -        | -        | 74,583         |     |
| 県営競輪事業特別会計 | 16,282  | 15,698  | 584      | -        | -              |     |
| 国民健康保険特別会計 | 104,404 | 100,684 | 3,720    | -        | 6,521          |     |

実質収支の状況に照らして、現時点で特段の問題はありません。

なお、用地取得事業特別会計は、見かけ上では県債残高が多額に上っており、用地の先行取得に伴い県債残高が増加することもあります。公共事業等の実施に併せて一般会計や国による買い戻しが行われる際に、県は、その収入をもって県債を返済することとなっており、現時点で特に問題となるものではありません。

また、一般会計からの繰入金が多額である公債管理特別会計は、一般会計又は他の特別会計からの繰入金を財源として県債の償還及び利子等の支払いを行うための特別会計であり、それ自体が問題を生じるものではありません。

### (4) 特別会計に属する基金

いくつかの特別会計は基金を有しており、一般会計の基金と同様の検討を行いました。特別会計に属する全ての基金の名称と令和2年度末の残高等は次表のとおりです。

【基金残高（令和2年度末決算額）】

(単位：百万円)

| 名 称                  | 基金残高  | 主たる原資 | 基金の設置目的・使途                   |
|----------------------|-------|-------|------------------------------|
| 県債管理基金（公債管理特別会計分）    | 17    | 一般財源  | 県債償還のための財源                   |
| 県営競輪施設整備等基金          | 672   | 収益金   | 競輪場の施設整備及び競輪事業の健全経営に要する経費の財源 |
| 県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金 | 169   | 使用料   | 県営港湾施設財産の更新の財源               |
| 和歌山下津港環境整備等基金        | 19    | 使用料   | 和歌山下津港の環境整備等の財源              |
| 国民健康保険財政安定化基金        | 2,290 | 国庫支出金 | 国民健康保険の財政の安定化を図るための資金の貸付等の財源 |

これら5基金は、いずれも使途が限定されるものであるため、直ちに枯渇することはありません。一方で、基金の設置目的に照らして適正規模の残額を保有しておく必要があります。

## 2 外郭団体等について

〔ポイント〕 県財政への影響が懸念される、多額の債務超過にある団体や県の保証債務・損失補償債務の残高が多額に上る団体の今後の対策について検討を行う。

対象となる外郭団体は、次のとおり。

- 和歌山県土地開発公社
- 一般社団法人わかやま森林と緑の公社
- 和歌山県住宅供給公社

県では、これまで各種の外郭団体を設立して、行政に属する諸活動を担わせてきました。本プランの策定にあたって、これら外郭団体が県の一般会計の持続可能性を阻害することがないかを再確認することが必要です。

外郭団体の名称と令和2年度決算における主要な財政指標は次表のとおりです。

次表の外郭団体のうち大半の団体は、前プラン策定時と同様、資産が負債を上回っており、そのような団体は、仮に事業継続が困難になり、直ちに清算したとしても、県財政に大きな影響を与えることはありません。

このうち、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）と公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）については、県からの貸付金が多額になっています。

産業振興財団について、貸付金の大部分は産業振興財団が造成する「わかやま中小企業元気ファンド」及び「わかやま農商工連携ファンド」の原資となっています。

これらのファンドは産業振興財団において確実な方法で運用・管理されているとともに、その運用益のみを中小企業や農林漁業者の活性化に資する事業に活用し、かつ現在のところ順調に運営されているので、県からの貸付金が目減りするものではありません。

県立医科大学に対する貸付金については、附属病院の診療備品等の購入・更新に対するものであり、これらは診療報酬により計画的に県に返済されるため、健全な病院運営を行っている限り、問題になるものではありません。

しかし、和歌山県土地開発公社と和歌山県住宅供給公社については、多額の債務超過となっており、一般社団法人わかやま森林と緑の公社については、木材価格の低迷により保有資産が目減りしているおそれがあることから、これらの団体に対する県からの出資金や貸付金が返済されなかったり、保証債務や損失補償の

履行が現実化することにより、県財政に影響が及ぶ可能性があります。

そこで、これらの団体については引き続き、以下のとおり対策を講じていきます。

また、これらの団体以外の団体についても、県の一般会計への影響が懸念される事態が見受けられる場合は速やかに対策を講じることとします。

#### 外郭団体の財政状況（令和2年度決算）

（単位：百万円）

| 名称                 | 資産     | 負債     | 資本又は<br>正味財産 | 出資<br>額等 | 県からの<br>補助金・<br>交付金 | 県の保証<br>貸付金<br>残高 | 県の保証<br>債務・損<br>失補償債<br>務の残高 |
|--------------------|--------|--------|--------------|----------|---------------------|-------------------|------------------------------|
| 和歌山県土地開発公社         | 28,801 | 47,183 | ▲18,382      | 50       | 235                 | 12,956            | 23,061                       |
| 和歌山県住宅供給公社         | 215    | 502    | ▲287         | 5        | 4                   | 361               | -                            |
| （公財）和歌山県国際交流協会     | 559    | 11     | 548          | 200      | -                   | -                 | -                            |
| （一社）和歌山県私学振興基金協会   | 440    | 138    | 302          | 132      | -                   | -                 | -                            |
| （公財）和歌山県人権啓発センター   | 63     | 23     | 39           | 30       | 53                  | -                 | -                            |
| （公社）和歌山県青少年育成協会    | 407    | 18     | 389          | 157      | 29                  | -                 | -                            |
| （公財）和歌山県救急医療情報センター | 65     | 55     | 9            | 5        | -                   | -                 | -                            |
| （公財）わかやま移植医療推進協会   | 59     | 1      | 58           | 26       | -                   | -                 | -                            |
| （公財）和歌山県民総合健診センター  | 555    | 226    | 329          | 9        | 8                   | -                 | -                            |
| （公財）わかやま産業振興財団     | 11,678 | 10,808 | 870          | 5        | 343                 | 8,300             | -                            |
| （一財）和歌山県勤労福祉協会     | 29     | 20     | 10           | 3        | -                   | -                 | -                            |
| （公財）和歌山県農業公社       | 253    | 104    | 148          | 1        | 65                  | 52                | 21                           |
| （公社）畜産協会わかやま       | 120    | 74     | 46           | 15       | -                   | -                 | -                            |
| （一社）わかやま森林と緑の公社    | 15,759 | 15,691 | 68           | 10       | 37                  | 10,413            | 2,931                        |
| （公財）和歌山県栽培漁業協会     | 1,361  | 57     | 1,304        | 931      | -                   | -                 | -                            |
| （公財）和歌山県下水道公社      | 228    | 184    | 44           | 13       | -                   | -                 | -                            |
| （公財）和歌山県文化財センター    | 135    | 78     | 57           | 10       | 5                   | -                 | -                            |
| （公財）和歌山県水上安全協会     | 329    | 1      | 327          | 321      | -                   | -                 | -                            |
| （公財）和歌山県暴力追放県民センター | 911    | 13     | 898          | 709      | -                   | -                 | -                            |
| （公社）和歌山県観光連盟       | 100    | 72     | 28           | -        | 122                 | -                 | -                            |
| （公社）和歌山県体育協会       | 450    | 84     | 365          | -        | 245                 | -                 | -                            |
| 公立大学法人和歌山県立医科大学    | 80,051 | 18,077 | 61,973       | 59,297   | 4,821               | 4,169             | -                            |

※ ここで、外郭団体とは、出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱第2条で定める「出資等法人」（県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があると知事が認める法人）及び公立大学法人和歌山県立医科大学をいう。

## (1) 和歌山県土地開発公社

### 【現状】

和歌山県土地開発公社は、道路など公有地として必要な土地の取得や、住宅用地などの造成事業の実施を目的として設立されました。昭和61年以降、関西国際空港の埋立用土砂採取事業を和歌山市の加太地区で行い、跡地を「コスモパーク加太」として複合機能都市の整備を計画しましたが、バブル経済崩壊など社会情勢の影響により整備が進まず、平成15年、当該事業に係る金融機関からの借入金約438億円の返済期限が到来しました。このため、県土地開発公社が特定調停の申立てを行い、和歌山地方裁判所から「調停に代わる決定(※)」が行われました。

### ※調停に代わる決定

公社の金融機関からの借入金438億1,530万円を平成16年9月30日から令和15年3月31日にかけて長期的に弁済するスキーム。令和6年1月31日まではコスモパーク加太の公社保有地の一部を県が賃借し、公社は県からの賃料を原資として20年間で65億1,530万円(令和3年3月31日現在残高5億61百万円)を金融機関に返済する。残る373億円(令和3年3月31日現在残高319億22百万円)は、令和6年2月1日以降、土地の売却収入により返済することとされており、県はこのうち265億円(平成18年10月の一部繰上償還により230億61百万円に減少)を債務保証している。

### 【対策】

現在、この決定に基づき計画的に借入金の償還が行われているところですが、本プランの取組期間中、コスモパーク加太の県土地開発公社保有地の一部に対する県の賃借が終了することにより、県土地開発公社において金融機関への利息の支払い資金の不足が発生するおそれがあり、その場合、債務保証の履行等を求められることが想定されるので、その対応が必要となります。

一方、この土地を現状のまま置いておくことは県経済にとってもマイナスであるので、引き続き企業誘致等により土地の利活用を推進していくものとします。その際には、時として、金融機関との調整、場合によっては、上記決定そのものの変更が必要となる可能性もありますが、その時々県の財政状況と土地の利活用による雇用拡大等の便益などを比較考量しつつ対応していきます。

また、その他の公社保有地の売却を積極的に進めるなど、引き続き経営健全化に向けた取組を行うよう、公社を指導していきます。

## (2) 一般社団法人わかやま<sup>もり</sup>森林と緑の公社

### 【現状】

一般社団法人わかやま<sup>もり</sup>森林と緑の公社は、所有者から土地を借り、造林をして、その利益を所有者と分けあう分収林事業を主に運営しています。その経費については、日本政策金融公庫から借入れを行い、木材売却益を償還財源とする予定でありましたが、長年の木材価格の低迷により借入額に見合う売却益が望めなくなっています。

一方、国策に沿って借りた日本政策金融公庫からの借入金の返済を求められており、これについて県から支援を行っています。

### 【対策】

当面は、分収林経営改善計画（平成30年4月）に基づき、路網整備や利用間伐の一層の推進による収益の確保とゾーニングによる施策の重点化等、効率的な分収林経営を行うとともに、分収割合の見直しにも取り組み、将来、伐採木の売却益により借入金を返済できるよう引き続き公社を指導していきます。

また、国に対し、県にのみ負担を押しつけている現状を改め、本件問題の解決を責任をもって行うよう訴え続けます。

## (3) 和歌山県住宅供給公社

### 【現状】

和歌山県住宅供給公社は、県民に低廉な分譲宅地を提供することを目的として設立された団体ですが、地価下落の影響による簿価切り下げ等の結果、債務超過の状態が継続しており、令和2年度決算においても依然として約2.8億円の債務超過となっています。

現在は、公営住宅管理が主要業務であり、県営住宅の管理の担当区域を海草、那賀、伊都及び有田地域まで拡大するとともに、和歌山市営住宅の指定管理者としてその管理を受託し、収益確保に努めています。

### 【対策】

今後も引き続き、公営住宅において入居者の募集・決定業務等を事業主体に代わって行う管理代行が可能な公社の強みを発揮し、県営住宅の管理代行のほか和歌山市営住宅の受託を継続するなどの対策により、県からの借入金を着実に返済し、経営健全化に向けた取組を行うよう公社を指導していきます。

#### (4) その他の県が出資・出捐を行っている団体

上記の外郭団体に当たらない県から出資・出捐を行っている団体については、財政的関与が多額に上るわけではなく、直ちに県財政に大きな影響を与えるものではありませんが、引き続き、行財政運営を阻害しないよう継続的に見直しを行っていきます。



## (参考) 収支見通し(令和4年度～令和8年度)の試算の前提条件等

### I 収支見通しの試算の前提条件

この試算は、本県の今後5年間の一般会計に係る収支の見通しについて、令和4年度当初予算を起点として機械的に算出したものである。

試算結果は、中期的視野で行財政運営を行う上での検討材料となるものであり、実際の予算編成においては、その時々を経済社会情勢や国の制度改革の動向などにより変化するため、試算の前提や結果は幅を持って理解される必要がある。

#### 1 経済前提 「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月14日:内閣府作成)におけるベースラインケース

|          | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 名目成長率    | 3.6%  | 1.5%  | 2.0%  | 1.7%  | 1.2%  |
| 消費者物価上昇率 | 0.9%  | 0.6%  | 0.6%  | 0.7%  | 0.7%  |
| 名目長期金利   | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.2%  |

#### 2 歳出

##### ○ 人件費

- ・ 経常人件費については、現在の人員体制等に基づき推計
- ・ 退職手当については、現在の年齢別職員数等に基づき推計
- ・ その他、国家公務員の定年を基準とした定年の引上げを反映

##### ○ 公債費

- ・ 既発債については、現在の償還計画に基づき計上
- ・ 新発債については、「3歳入」における県債発行額から推計
- ・ 各年度において、決算剰余金40億円(過年度実績に基づく見込み)を活用して県債の繰上償還を行う想定であり、過年度の繰上償還による公債費の減少効果を推計して反映

##### ○ 投資的経費

- ・ 事業計画等により現時点で事業費を見込むことが可能な大規模事業については、個別に積み上げ
- ・ その他の事業については、原則、令和4年度当初予算と同額で推計

##### ○ 社会保障関係経費

- ・ 令和4年度当初予算をベースに、近年の決算伸び率などを参考に推計

##### ○ その他支出

- ・ 事業計画等により現時点で事業費を見込むことが可能な大規模事業については、個別に積み上げ
- ・ 税関係交付金(諸支出金)については、「3歳入」における県税に連動して推計
- ・ その他の事業については、原則、令和4年度当初予算と同額で推計

### 3 歳入

#### ○ 県 税

- ・名目成長率×弾性値 1.1 を県税の伸び率と仮定して推計

#### ○ 地方交付税・臨時財政対策債

- ・経済財政運営と改革の基本方針2021において、2022年度から2024年度までの予算編成について、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされていること及び県税収入・基準財政需要額の今後の見通し等から推計

#### ○ 国庫支出金

- ・現行制度をベースに、「2 歳出」における人件費、投資的経費及び社会保障関係経費等に連動して推計

#### ○ 県 債

- ・現行制度をベースに、「2 歳出」における投資的経費等に連動して推計

#### ○ その他収入

- ・地方消費税清算金等については、県税と同様の考え方により推計
- ・基金繰入金等の特定財源については、現行制度をベースに「2 歳出」に連動して推計
- ・その他については、原則、令和4年度当初予算と同額で推計

## II 財政健全化判断4指標の試算の前提条件

この試算は、今後5年間の収支見通しの推計結果を基に、一定の条件を設定の上、機械的に算出したものである。

#### ○ 標準財政規模

- ・収支見通しにおける各年度の県税、譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等の数値を基に算出

#### ○ 実質赤字比率

- ・収支見通しにおける各年度の実質赤字額を標準財政規模で除して算出  
(黒字の場合は「-」)

#### ○ 連結実質赤字比率

- ・実質赤字額に公営企業会計における資金不足額を加えた連結実質赤字額を各年度の標準財政規模で除して算出  
(黒字の場合は「-」)

#### ○ 実質公債費比率

- ・収支見通しの結果を基に、各年度の元利償還金や交付税算入額等から算出した公債費の実質的負担額を標準財政規模で除した数値の3力年平均値

#### ○ 将来負担比率

- ・収支見通しの結果を基に推計した各年度の地方債現在高・退職手当負担見込額・交付税算入見込額・連結実質赤字額等から算出した将来負担額を標準財政規模で除して算出

## 〔用語の解説〕

### ■ 「収支不足額」

歳出額から歳入額を差し引いた額

### ■ 「最終収支不足額」

収支不足額に対し、行政改革推進債による財源手当を行っても、なお不足する額

### ■ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標等を定めた法律

### ■ 「実質赤字比率」

普通会計（一般会計及び企業会計的なものを除く特別会計の総計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（一般財源の規模）に対する比率

### ■ 「連結実質赤字比率」

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

### ■ 「実質公債費比率」

普通会計が負担する公債費のうち、交付税算入額や特定財源を除く実質負担額の標準財政規模に対する比率

### ■ 「将来負担比率」

出資法人に対する損失補償等も含め、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

### ■ 「早期健全化基準」

財政悪化の早期段階として、自主的かつ計画的に財政健全化を図る必要があると判断される基準

都道府県 実質赤字比率：3.75%、連結実質赤字比率：8.75%、実質公債費比率：25%、  
将来負担比率：400%

### ■ 「財政再生基準」

財政収支の著しい不均衡などにより、自主的な財政の健全化を図ることが困難と判断される基準

都道府県 実質赤字比率：5%、連結実質赤字比率：15%、実質公債費比率：35%

（将来負担比率については財政再生基準は設けられていない）